

平成28年度 社会福祉振興助成事業 募集要領

1. 助成の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行うことを目的とします。

2. 助成対象者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う次の法人若しくは団体であって応募時点で法人若しくは団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っている法人若しくは団体とします。

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 一般社団法人、一般財団法人（定款において残余財産を公益目的の法人に配分することを規定する法人に限る）
- ・ 公益社団法人、公益財団法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人若しくは団体

ただし、次の法人若しくは団体を除きます。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等
- ・ 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人若しくは団体
- ・ 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人若しくは団体である場合
- ・ 株式会社等の営利事業を目的に設立された法人若しくは団体
- ・ 役員（理事）が1人のみの法人若しくは団体
- ・ 監事を設置しない法人若しくは団体（定款等に監事の設置規定がないものを含む）
- ・ 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めがない団体

3. 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次の（1）又は（2）のいずれかの事業であり、かつ、別紙1に掲げる助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業とします。

なお、「平成28年度社会福祉振興助成事業の選定方針」の「3 採点基準」の（4）の②には、優先的に助成金を配分する事業を記載しています。（別添参照）

（1）地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業（同一都道府県内）

(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

4. 助成の要件等

(1) 次の要件が付されます。

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的 ネットワーク活動支援事業
他の団体との連携	核となる団体が他の団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。 ※連携又はネットワークとは、同じ目的を持つ者同士が相互に協力関係を築いて、事業に取り組むことをいう。	
活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること。	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること。
書面の提出	<p>連携又はネットワークの協力関係を確認するため、以下の書面の提出が必要です。</p> <p>〈助成金要望書提出時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金要望書様式「7. 連携団体」 具体的な役割分担及び取組内容等の協力関係を示す書面 ※必ず連携団体より内諾を得たうえで作成してください <p>〈助成金申請書提出時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施確約書 複数の団体が相互に協力し、事業を実施することを確約する書面【応募団体が、実印を押印し独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に対して確約する書類】 	

(2) 次に該当する場合は、助成の対象となりません。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 国または地方公共団体並びに民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- ④ 介護給付、自立支援給付など国または地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施する事業

- ⑤ 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業
- ⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

5. 助成金等

(1) 助成金額

助成対象事業毎の助成金額は、次のとおりとします。

- ア 地域連携活動支援事業 50万円～700万円
- イ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 50万円～2,000万円

なお、団体の事業実績、実施体制、事業計画、費用対効果などと照らし、総合的に審査しますので適正な金額でご応募ください。

(2) 助成対象経費

助成対象事業を実施するために真に必要な次の経費とします。

謝金、旅費（国内旅費及び外国旅費）、借料損料（会場借料含）、家賃、備品購入費、消耗品費（燃料費及び食材費含）、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金、委託費、保険料、雑役務費、光熱水費

※助成対象経費の基準限度額（助成金で負担できる上限額）、留意点等については、別紙2をご覧ください。

(3) 助成金額の算定

助成金額は、助成対象事業を実施するための経費の合計額（総事業費）から同事業に係る寄付金その他の収入（寄付金、助成金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入）額を除いた額の範囲内になります。

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。

(4) その他

助成金額は、事業内容等を勘案し、機構の予算の範囲内で定めます。

6. 助成対象となる事業の実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとします。

7. 応募手続き等

(1) 別添の平成28年度社会福祉振興助成金要望書についてすべて正確に記入し、印鑑登録をした印（任意団体の場合は代表者個人の印鑑登録をした印）を押印のうえ、原本に次の書類を添付して、機構の助成事業部へご郵送ください。

- ① 定款、寄付行為又は運営規約等
- ② 応募時における最新の予算書
- ③ 応募時における最新の決算書（法人は貸借対照表も必須。）

④ 法人登記簿（「登記事項証明書」）の写し（任意団体は除きます。）

いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

- (2) 4の(1)でお示ししたとおり、助成金要望書提出時に助成金要望書様式「7. 連携団体」の提出、また、助成金申請書提出時に事業実施確約書の提出が必要になりますので予めご了承ください。
- (3) 応募する事業の数に制限はありませんが、採択は1団体につき1事業までとなりますので、予めご了承ください。
- (4) 助成金要望書及び関係書類の各様式は、機構のホームページ(<http://hp.wam.go.jp/>)からダウンロードして使用してください。
- (5) 受け付けた助成金要望書等は、返却いたしませんので予めご了承ください。
- (6) 控えとして、お手元に助成金要望書等のコピーを必ず保管してください。

8. 応募期間

応募期間は次のとおりです。

平成28年4月1日（金）から平成28年4月28日（木）まで（必着）

※締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

9. 選定方法及びその結果

- (1) 助成対象事業の選定は、機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で、平成28年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。
- (2) 選定結果については、平成28年6月末（予定）を目途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業については、平成28年7月上旬を目途に機構のホームページ等で公開します。
- (3) 選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、予めご了承ください。

10. 留意事項

- (1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であつ

ても機構の助成金を利用する資格を失います。

- (4) 助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (5) 助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- (6) 助成対象事業終了後、定められた期限までに事業完了報告書及び事業の自己評価書をご提出いただくとともに、助成事業の事業評価にご対応いただくことが必須となります。
- (7) 助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。
- (8) ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (9) ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

11. 問合せ先及び送付先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人 福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
電話 03-3438-4756

(なお、つながりにくい場合は03-3438-9942におかけください。)

月曜～金曜 AM9:00～PM5:00 (祝祭日含まず)

FAX 03-3438-0218

ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>

※郵送の場合は、封筒表面に朱書きで「平成28年度助成事業応募書類在中」とご記載ください。

別紙 1 (助成テーマ)

1 高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業
<u>(1) 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすために社会からの孤立を防止する事業</u>
<u>(2) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援事業</u>
<u>(3) 認知症(若年性認知症を含む)をはじめ介護を必要とする方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援に関する事業</u>
(4) 障害の特性に応じた日常生活や社会生活、就労などの支援に関する事業
(5) 虐待や消費者被害の防止、障害の有無による分け隔てのない共生社会の実現、成年後見等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業
(6) 引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業
(7) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者とその家族の支援に関する事業
(8) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業
(9) 障害者の芸術やスポーツ等の文化的活動を通じた社会参加を促進する事業
2 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業
<u>(10) 専門機関や専門職からの協力を得ながら、児童虐待の防止、早期発見、虐待対応の仕組みをつくる事業</u>
<u>(11) 児童虐待の防止・早期発見、子どもがいる家庭のDV対策など、子ども・家庭を支援する事業</u>
<u>(12) 児童養護施設・自立援助ホーム等を退所した後の社会的自立を目指した支援を行う事業</u>
(13) 難病や慢性的な疾病を抱える子どもたちの支援や家族の負担軽減を行う事業
(14) 妊娠・出産・子育てを通じて地域で必要なサポートを行い、子育て支援を行う事業
3 貧困・格差対策等社会的支援(福祉的支援)を行う事業
<u>(15) 生活困窮者の自立のための就労支援・生活支援や、自立した地域生活を送るための継続的支援を行う事業</u>
<u>(16) 生活困窮に陥った若者のステージに応じた多様な就労支援、自立生活の支援に関する事業</u>
<u>(17) ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育支援や子どもの学習支援に関する事業</u>
4 福祉・介護従事者等の確保・育成に関する事業
(18) 福祉・介護従事者やボランティアの資質の向上や定着支援、福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
(19) 多様化する福祉課題に対して総合的な相談や支援ができる福祉人材の育成に関する事業
<u>(20) 災害時における福祉支援を担う人材の育成に係る研修・訓練に関する事業</u>

※上記のうち、下線のテーマが平成28年度社会福祉振興助成事業の重点方針に基づいて、重点的に助成金を配分する事業となります。なお、重点的に助成金を配分する事業である「東日本大震災等で被災された方等の支援」については、上記の(1)～(19)のテーマでご応募いただけません。

別紙2 助成対象経費と費用の考え方など

- ・平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に、助成を受ける団体が支払った経費を助成対象とします。
- ・助成事業に係る帳簿類、領収書、契約書、専用口座の通帳などの証拠書類は、事業完了後7年間保管義務があります。
- ・費用対効果を意識し、諸謝金や備品購入費など特定の経費項目が突出することのないよう、各経費項目経費配分バランスに注意してください。
- ・取引業者の選定等について社会的に誤解を持たれることのないよう複数業者での見積りの比較を行ってください。
- ・支援対象者に金銭及びそれに準ずるものを直接支払う費用は認められません。支援対象者負担としてください。
- ・負担上限額を超えて支払う場合は自己負担としてください。
- ・経費については、全部または一部認められない場合があります。また金額は税込で記入してください。

※ その他ご不明な点は、事前に機構へご照会ください。

助成対象経費	費用の細目	費用の考え方	例
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ① 有識者・有資格者謝金 ② その他謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手にとって本業でない一定の役務を依頼したときの報酬であり、個人に対して現金支給するものが対象 ・①については、助成金による事業を行うために必要な専門的な知識・経験を有する者を対象とする謝金。大学の教員や研究者及び活動実践者などの学識経験者、資格保持者（国家資格、民間資格は不問）を想定しているもの ・②については助成事業を実施するために必要な謝金で上記に該当しない全ての謝金 ・団体の役職員に対する謝金については、非営利団体の場合、役員報酬に制限がある場合がございますので、団体規約に抵触しないようご注意ください ・有識者・有資格者謝金 1人1回（日）あたり12,000円 その他謝金1人1回（日）あたり5,000円を負担上限額とします（源泉徴収を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会出席謝金 ○講演会の講師謝金、パネリスト謝金 ○実習指導者謝金 ○相談員謝金、事例発表謝金 ○ファシリテーター謝金 ×有給の団体役職員に対する全ての謝金 ×菓子折り（手土産等）、金券（地域通貨券含む）、物品などによる謝礼
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ① 有識者・有資格者旅費 ② その他旅費 ③ 高速料金・ガソリン代弁償費 	<ul style="list-style-type: none"> ・最も経済的かつ合理的な経路により移動した場合の交通費・宿泊費（宿泊費は10,000円が負担上限額）の実費相当額であり、個人に対して現金支給するものが対象 ・タクシー代は、目的地まで公共交通機関がない場合や移動が困難な方のみに例外的に認めます ・海外渡航旅費については、海外からの講師等招聘旅費であり、機構が特に必要と認める場合に限り 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局旅費 ○ボランティア旅費 ○ガソリン代弁償費 ○高速料金代弁償費 ×電車のグリーン料金 ×航空機等の特別料金
所費	<ul style="list-style-type: none"> ① リース・レンタル料 ② コインパーキング代 ③ レンタカー代バス借上げ料 ④ 会場借料 	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③は助成事業にかかる物品の借上げ料 ・④は原則として、外部の会場を借りて事業を行う場合の使用料（音響設備・機材等の使用料等を含む） ※ 予定価格が100万円以上の場合は、競争により選定してください 	<ul style="list-style-type: none"> ○パソコン、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、コピー機、ファクシミリ、携帯電話 ○コインパーキング代 ○レンタカー、バス代 ×自団体が所有している会場の借料 ×団体運営用の機器に対する借上げ料

助成対象経費	費用の細目	費用の考え方	例
所 費	会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議やイベント等の講師やスタッフの茶菓、軽食代 ・ 一人1回（日）あたり500円を負担上限額とします 	<ul style="list-style-type: none"> × 飲食店内での会食 × アルコール代
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成事業に必要な者を雇用するためのアルバイト賃金 ・ 賃金雇用契約書（労働条件通知書）、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、領収書等を整備してください ・ 時給（1時間につき）1,000円 ただし1日あたり8,000円（実働8時間）までを負担上限額とします（源泉徴収を含む） ・ 通勤費（交通費）は就業地までの経済的かつ合理的な経路での交通費実費相当額とします 	<ul style="list-style-type: none"> × 賃金雇用契約を取り交わしていない（労働条件通知書を交付していない）者に対する賃金 × 団体役員に対する賃金 × 団体が正規雇用しており、給与を支給している職員 × 通常業務と区別ができないアルバイトに対する賃金
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の一部を外部に委託する経費 ・ 総事業費に対する外部委託の割合が50%以上の場合、助成事業の対象となりません ・ 業務委託契約書（契約金額内訳書を含む）の作成が必要になります <p>※ 予定価格が100万円以上の場合は、競争により選定してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査、集計、分析 等 ○ シンポジウム、フェスティバル等をイベント会社に依頼する経費 ○ CD、コンピュータソフトの制作経費 ○ 報告書等助成事業の成果物を公表するためのデザイン、コンテンツ（ホームページ）制作経費 ○ イベント等の広告 <p>× 企画・立案や全体管理等の主要部分を委託するもの</p>
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成事業のためだけに加入する賠償責任保険料や傷害保険料 ・ 助成金での負担は、助成期間内とします ・ 契約が複数年に渡る場合は、助成期間分の分割払いが可能となしに限りません 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア保険 <p>× 団体の所有する動産・不動産にかかる保険料</p> <p>× 生命保険料</p>
	雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ① 雑役務費 ② 手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の料金体系があることを目安とします ・ ①は専門機関などに依頼する料金（委託費で対応する場合を除く） ・ ②は助成事業の中で発生する手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳、翻訳、要約筆記、託児料 ○ 振込手数料 <p>× 収入印紙</p> <p>× 印鑑証明書</p> <p>× 行政機関との手続きに必要な経費</p>
	光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成事業専用建物の電気・ガス・水道代 ・ 助成事業にかかる使用額が請求明細等で分離明示可能で助成期間内に発生かつ支払いを済ませたものを対象とします ・ 会場使用に伴う光熱水費は「借料損料（会場借料）」に計上してください 	<ul style="list-style-type: none"> × 団体事務所の光熱水費（助成事業専用建物を兼ねる団体事務所を含む）



平成28年度WAM助成 応募にあたっての留意事項

平成28年4月
独立行政法人福祉医療機構
NPOリソースセンター



1. 事業計画について

助成金の交付は、内定後すぐに振り込まれるわけではなく、正式な決定手続きを経た後になります。そのため、交付までの間、活動費は団体様自身で立て替えていただく必要がありますので、それを念頭に置いて、事業計画を立ててください。

2. 口座の開設、証拠書類について

●口座について

助成金の会計は、団体が行う他事業の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用の口座を用意し、支出の管理をしていただくことになります。

●証拠書類について

助成金の支出にあたっては、証拠書類（帳簿類、領収書、振込書、領収書等）が必ず必要になります。

またこれらの証拠書類は、事業完了後7年間の保管義務があります。

注意 ! 下記3~6の要件が守られていない場合、助成対象経費とはなりません !

3. 各種契約について

事業実施において、発生する各種の契約（レンタル契約、賃貸契約、委託契約、保険契約等）を交わす際は、以下の点にご注意ください。

- ①取引業者の選定にあたっては、社会的に誤解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりにより価格比較を行うこと。
（なお、金額によっては、一般の競争又は指名競争を行う必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。）
- ②各種法令や団体の内部規定を遵守すること。
（例えば、「契約行為については理事会に諮る」など。）

4. 賃金について

助成の対象となる賃金については以下の条件を満たしていることが必要です。

- ①賃金雇用契約を締結している（労働条件通知書を交付している）こと。
- ②助成先団体の役員及び給与対象職員ではないこと（助成事業のために臨時雇用する者であること。）
- ③助成対象事業に専従した内容、時間等の詳細について、業務日誌等の証拠書類で証明できること。
- ④賃金が時給で計算されているもの（1日あたり実働8時間まで）。

5. 委託費について

委託費を支出する場合は、業務委託契約書を締結し、契約金額内訳書を整備してください。
なお、総事業費に対する外部委託の割合が50%以上の場合、助成事業の対象になりませんのでご注意ください。（予定価格が100万円以上の場合は、競争により選定してください）

詳細は、募集要領 別紙2「助成対象経費とその他留意点など」を参照して下さい。

6. 成果物について

助成事業で作成する、以下の成果物等には、「独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業」という助成表示を必ず入れていただく必要があります。

- チラシ、パンフレット、看板等の制作物
- 活動報告書等の成果物
- ホームページその他の広報媒体

なお、平成28年4月1日から選定結果通知日までの間に成果物等を作成し、助成金で対応する場合には、「独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業（申請中）」という表示が必ず必要となります。

また、自団体が作成・発行したことを必ず明示し、「共催」という表示は連携団体にもみ使用するようしてください。

以上が守られていないと、作成経費が助成対象として認められませんのでご注意ください。

7. 複数助成を受けることの禁止

国または地方公共団体並びに民間の助成機関から補助・助成を受ける事業は助成対象の事業にはなりませんのでご注意ください。

8. その他

応募にあたっての詳細な内容は募集要領に記載しております。必ず内容をご確認ください。

また、要望書の記載にあたっては記入例を作成しております。記入例には、申請書への記入方法以外にも、事業計画立案のための整理の方法も掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



皆様からの、創意工夫にあふれるたくさんの方々の事業のご応募をお待ちしています！

9. WAM助成相談窓口について

WAM助成へのご応募にあたって、WAM助成相談窓口を設け、ご相談を承っております。

新たな事業を計画しているけれど…助成金の応募対象になるのかな？

どのような経費が助成対象となるのかな…？

どのような点に注意して、応募書類を準備したらいいのかな…？



このような疑問にお答えします！
ご不明な点がある方は、WAM助成相談窓口に、いつでもご相談下さい。

お問い合わせはこちらまでお願いいたします。

独立行政法人福祉医療機構 WAM助成相談窓口
(TEL) 03-3438-4756,9942 (営業時間) 月～金 9:00～17:00
※土日祝祭日を除きます



要望事業のご検討にあたって

—テーマ選択のポイント—

重点的に支援する事業等について

WAMでは、「重点方針（別添参照）」に記載しているとおり、助成事業のうち、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」、「東日本大震災等で被災された方等を支援する事業」及び「災害時における福祉支援を担う人材の育成に係る研修・訓練に関する事業」を重点的に助成金を配分する事業としております。

なお、重点的に支援する事業は、下記の助成テーマのうち ★がついているテーマです。また、重点的に支援する事業のうち「東日本大震災等で被災された方等を支援する事業」については、下記テーマのうち（1）～（19）までが対象となります。

具体的な該当事業については、本資料とあわせて、「重点方針」をご覧ください。

地域連携活動支援事業、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	
1	<p>高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業</p> <p>★（1） 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすために社会からの孤立を防止する事業</p> <p>★（2） 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援事業</p> <p>★（3） 認知症（若年性認知症を含む）をはじめ介護を必要とする方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援に関する事業</p> <p>（4） 障害の特性に応じた日常生活や社会生活、就労などの支援に関する事業</p> <p>（5） 虐待や消費者被害の防止、障害の有無による分け隔てのない共生社会の実現、成年後見等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業</p> <p>（6） 引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業</p> <p>（7） 難病や終末期医療等の重度な状態にある者とその家族の支援に関する事業</p> <p>（8） たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業</p> <p>（9） 障害者の芸術やスポーツ等の文化的活動を通じた社会参加を促進する事業</p>
2	<p>地域や家庭における子ども・子育てに関する事業</p> <p>★（10） 専門機関や専門職からの協力を得ながら、児童虐待の防止、早期発見、虐待対応の仕組みをつくる事業</p> <p>★（11） 児童虐待の防止・早期発見、子どもがいる家庭のDV対策など、子ども・家庭を支援する事業</p> <p>★（12） 児童養護施設・自立援助ホーム等を退所した後の社会的自立を目指した支援を行う事業</p> <p>（13） 難病や慢性的な疾病を抱える子どもたちの支援や家族の負担軽減を行う事業</p> <p>（14） 妊娠・出産・子育てを通じて地域で必要なサポートを行い、子育て支援を行う事業</p>
3	<p>貧困・格差対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業</p> <p>★（15） 生活困窮者の自立のための就労支援・生活支援や、自立した地域生活を送るための継続的支援を行う事業</p> <p>★（16） 生活困窮に陥った若者のステージに応じた多様な就労支援、自立生活の支援に関する事業</p> <p>★（17） ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育支援や子どもの学習支援に関する事業</p>
4	<p>福祉・介護従事者等の確保・育成に関する事業</p> <p>（18） 福祉・介護従事者やボランティアの資質の向上や定着支援、福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</p> <p>（19） 多様化する福祉課題に対して総合的な相談や支援ができる福祉人材の育成に関する事業</p> <p>★（20） 災害時における福祉支援を担う人材の育成に係る研修・訓練に関する事業</p>

助成テーマの事例について

募集要領にも記載しておりますとおり、WAMでは助成テーマを設定して募集を行っております。下記の表では、それぞれの助成テーマについてどのような事業がどのテーマに該当するのか、事例をあげて記載しておりますので、応募のご検討をされる際に参考としてご覧ください。

なお、本表はあくまで「一例」です。記載されていない事業であっても対象となるものもありますので、計画した事業がテーマに該当するかどうかについてのご確認は、NPO支援課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

1 高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

- (1) **高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすために社会からの孤立を防止する事業**
 - 地域の町内会や民生委員等と連携し、地域内において孤立している高齢者や障害者などに対して、配食を通じた見守り活動を行う事業
 - 高齢者や障害者などの買い物支援や通院等の際の移動支援を行いながら、商店街などと連携し、居場所となるサロン等を開設し、地域に出てきやすい環境を構築する事業
 - 外国人やセクシャルマイノリティの方などが地域で孤立しないようイベントや多文化・多世代の共生型のサロンを開催する事業
- (2) **病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援事業**
 - 精神障害者が退院後に地域で生活していくため、病院や行政等と連携し、生活支援、就労支援を行いながら地域住民の理解を得るための講座などを開催し、地域における支援体制を構築する事業
- (3) **認知症（若年性認知症を含む）をはじめ介護を必要とする方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援に関する事業**
 - 認知症高齢者の徘徊などによる行方不明等の事故を防止するため、行政、自治会、商店街など地域の社会資源との協力で見守り体制を構築し、模擬訓練や初期捜索活動等を行う事業
 - 若年性認知症の方とその家族を対象とした日中の居場所提供とあわせて、居場所に関わる地域のボランティアを支援者として養成する講座を、行政や病院、支援団体等と連携して実施する事業
- (4) **障害の特性に応じた日常生活や社会生活、就労などの支援に関する事業**
 - 自宅や学校、作業所など地域において過ごす場所が限られている障害児・者に対して、地域で楽しく過ごす機会や交流の場を設け、定期的な活動を行うとともに、専門機関と協力して家族の相談などを受ける事業
 - 発達障害と診断された方々に対して、相談窓口を設置し、行政や連携団体から、生活や就労に関して利用できる制度の情報を集め、提供するなど包括的な支援体制を構築する事業
 - 協力団体の休耕地を活用し、地域の方の農業指導のもと、障害者が農産物を育て、さらに直売につなげていくなかで、障害の特性に応じて役割を分担しながら主体的に関わる仕組みを構築する事業
- (5) **虐待や消費者被害の防止、障害の有無による分け隔てのない共生社会の実現、成年後見等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業**
 - 高齢者や障害者などが気軽に相談できる消費者被害等に関する窓口を開設し、相談員に対する研修を行う事業
 - 市民後見を促進し、老後も地域で安心して暮らせる体制を構築する事業
- (6) **引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業**
 - 引きこもり青年などのための居場所を開設し、居場所で開催する各種講座や語り合う場等への参加により、コミュニケーション能力やスキルの向上につなげ、社会に出ていくことを後押しする事業
- (7) **難病や終末期医療等の重度な状態にある者とその家族の支援に関する事業**
 - 在宅であっても施設であっても、当事者及び家族が納得いく看取りができるように、地域における介護従事者に対して看取りのケアに関する研修を専門機関と連携して実施する事業
- (8) **たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業**
 - 行政の制度の対象外となる社会参加の活動のための送迎や、見守り支援を行う専門職の派遣を行う事業

<p>1 高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業</p>
<p>(9) 障害者の芸術やスポーツ等の文化的活動を通じた社会参加を促進する事業 →障害児・者の自発的な社会参加のきっかけづくりを促進することを目的に、地域住民・町内会とともにスポーツ大会を開催する事業</p>
<p>2 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業</p>
<p>(10) 専門機関や専門職からの協力を得ながら、児童虐待の防止、早期発見、虐待対応の仕組みをつくる事業 →保育士や学童保育支援員などの子育て支援者に対して、虐待の早期発見のための基礎知識や具体的な支援方法の研修を小児科医や保健士、児童相談所等、専門機関や専門職を講師として実施することにより、気がかなりなケースを早期発見する仕組みを地域につくる事業 →不安を抱える妊娠期の女性に対し、自治体や産婦人科、助産師等と連携して訪問支援を行い、出産に向けた準備や子育て支援制度の情報提供を行うことで不安を軽減し、あわせて出産後の相談へも自然につながるような仕組みづくりを行う事業</p> <p>(11) 児童虐待の防止・早期発見、子どもがいる家庭のDV対策など、子ども・家庭を支援する事業 →多胎児や未熟児の親、ひとり親家庭など、同じ悩みや不安を抱えるハイリスク家庭ごとの子育てノウハウを提供する連続講座を開催する事業 →子どものいる家庭におけるDV対策として、相談会の実施や講習会を行う事業</p> <p>(12) 児童養護施設・自立援助ホーム等を退所した後の社会的自立を目指した支援を行う事業 →児童養護施設等を退所する子どもの自立に向けて生活支援や学習支援、安定した生活を送るための就労前サポートを行う事業</p> <p>(13) 難病や慢性的な疾病を抱える子どもたちの支援や家族の負担軽減を行う事業 →難病を抱えた子どもやその家族の精神的負担を軽減することを目的に、家族交流会やピアサポートを行う事業</p> <p>(14) 妊娠・出産・子育てを通じて地域で必要なサポートを行い、子育て支援を行う事業 →若年子育て世帯の仲間づくり及び地域全体の子育てに対する理解を深めるため、多世代参加型のサロンを開催する事業</p>
<p>3 貧困・格差対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業</p>
<p>(15) 生活困窮者の自立のための就労支援・生活支援や、自立した地域生活を送るための継続的支援を行う事業 →生活困窮者への食料支援を通じて他団体と見守り活動を行うとともに、必要な支援につなげながら、気軽に相談できる居場所などをつくることで、自立に向けた寄り添い支援を行う事業 →生活困窮者の中でもアルコール依存などの課題を持つ人に対して、居場所を提供しながら、社会復帰に向けての相談や、連携団体とともに就職情報の提供を行っていく事業</p> <p>(16) 生活困窮に陥った若者のステージに応じた多様な就労支援、自立生活の支援に関する事業 →生活困窮に陥った若者に対して居場所を提供し、その居場所で社会性を学べるような講座を開講し、企業等と連携した就労訓練、就労支援を行うとともに、就労後も利用可能な相談窓口を設けるなど、継続的に支援を行う事業</p> <p>(17) ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育支援や子どもの学習支援に関する事業 →生活困窮世帯の子どもを対象に学生ボランティアを活用した学習支援を行うとともに、その親に対して養育の相談や利用できる支援制度の情報提供を行う事業</p>

4 福祉・介護従事者等の確保・育成に関する事業

- (18) **福祉・介護従事者やボランティアの資質の向上や定着支援、福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業**
→地域の各種福祉施設が連携し、福祉・介護に従事する職員の研修を実施することにより、従事者の資質の向上を目指す事業
→地域の多様な課題解決に取り組むボランティア活動を支え、コーディネートできる人材の育成及び資質向上を目的に、全国的な研修を協力して実施する事業
- (19) **多様化する福祉課題に対して総合的な相談や支援ができる福祉人材の育成に関する事業**
→生活困窮、児童虐待、DVなど様々な問題を抱える世帯に対して、ワンストップで相談を受け、必要な支援につなげるための福祉関係の専門職等を対象にした講座を開催する
- (20) **災害時における福祉支援を担う人材の育成に係る研修・訓練に関する事業**
→各都道府県において構築される災害時の福祉支援ネットワークと連携し、災害時に適切に対応できるよう平時より研修・訓練を実施する事業